

千葉市公共施設等個別施設計画の概要

1 策定の趣旨

- 本市では「千葉市資産経営基本方針」で示した資産経営の基本的な考え方に基づき、全ての公共施設等を対象として、総合的かつ計画的な管理等に関する事項を定める「千葉市公共施設等総合管理計画」を策定しました。
- 同計画に基づく取り組みの推進にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設計画」を策定し、各施設の維持管理や更新等の実施方法などを示すこととしています。
- そこで、本市では、同計画が対象とする公共建築物及びインフラ（公共施設等）について、これまでの資産経営の取り組みや各施設の実情等を踏まえながら、個別施設毎に策定の内容や時期等を定める「千葉市公共施設等個別施設計画」を策定することとしました。
- 今後、本計画に基づき実施する個別施設毎の対策やその適切な進捗管理により、公共施設等の中長期的な維持更新費用の縮減や予算の平準化を図るとともに、将来にわたり、皆様のご理解が得られる適切な市民サービス水準の確保に努めてまいります。

2 位置づけ等

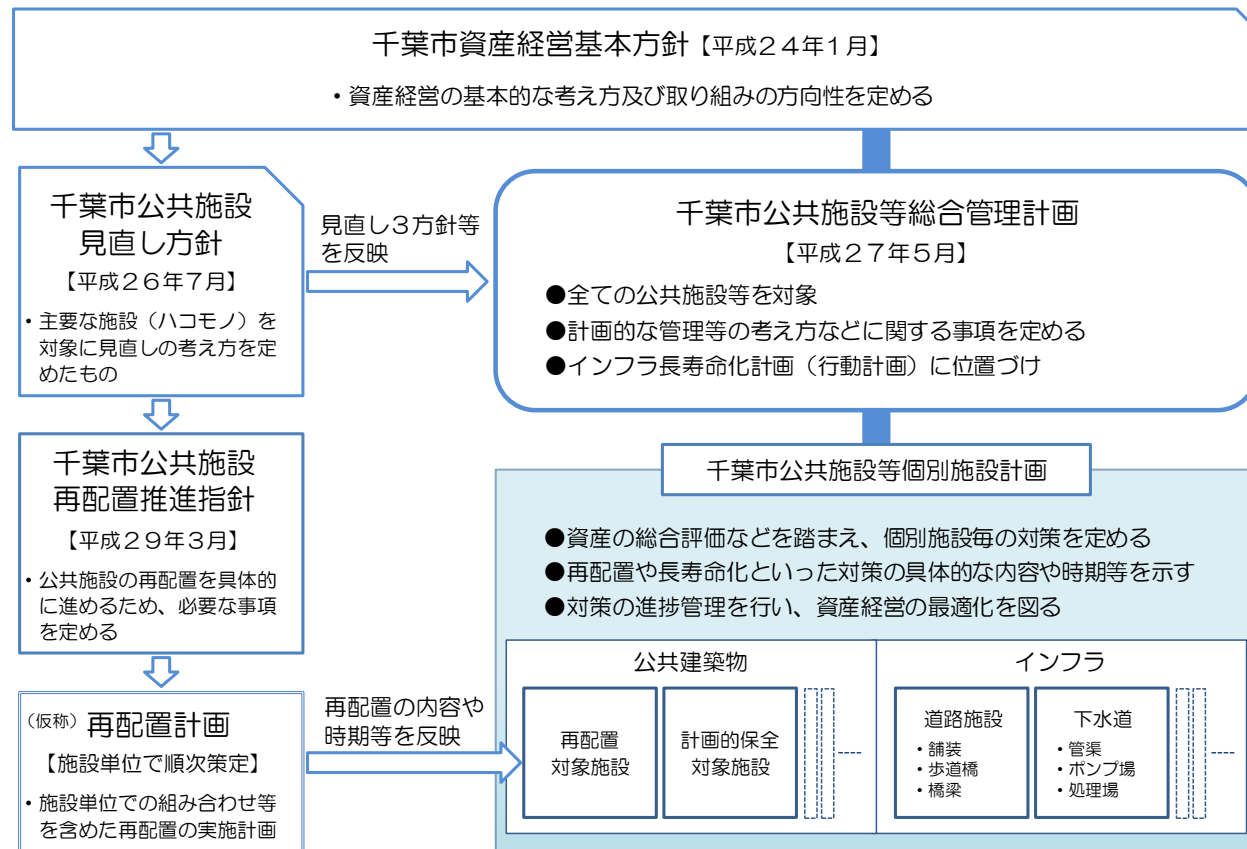
(1) 計画体系

国のインフラ長寿命化基本計画などにおいて、地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画に基づき定める計画として示される「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置づけます。

(2) 対象施設の範囲

本市が保有している「公共建築物（軽微な施設等を除く）」及び「インフラ」を対象とします。

■資産経営における役割（計画体系）



3 対策内容の設定

- 本計画では、「千葉市公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方や取り組みの方向性に基づき、資産の総合評価で示した個別施設毎の評価結果を踏まえつつ、対策の具体的な内容や時期等を定めます。

4 本計画の構成

- 本計画では、個別施設毎に定めた対策の内容や時期等を、以下のリストで示すとともに、対策の進捗管理を行います。
- 新たに再配置や長寿命化の対象とした施設やその実施時期等を定めた場合などについては、随時、各リストに追加していく等、必要に応じて本計画を更新します。

(1) 再配置対象施設リスト【13施設】

資産の総合評価に基づく利用調整など、見直しの取り組みにより、集約化・複合化などの再配置対象とした施設については、施設の整備、移転といった具体的な事業の内容や実施時期等を示します。

■再配置対象施設の内訳

本庁舎建替え(3施設)	区役所移転・美術館拡張(6施設)	千葉公園再整備(4施設)
本庁舎 中央コミュニティセンター(庁舎) ポートサイドタワー	中央区役所 区政事務センター 青少年サポートセンター 美術館 中央保健福祉センター ビジネス支援センター	千葉公園体育館 武道場 中央コミュニティセンター(スポーツ施設) 公営事業事務所

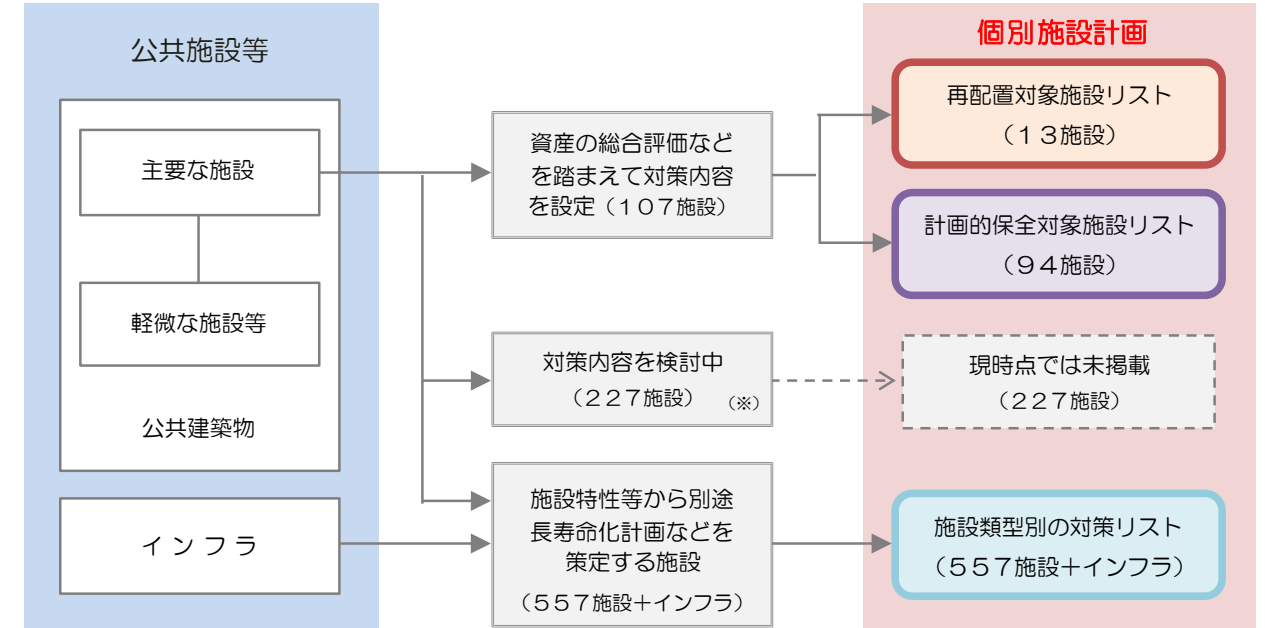
(2) 計画的保全対象施設リスト【94施設】

資産の総合評価により計画的保全対象とした施設については、築後60年までの使用を目標とした長寿命化を図るため、建物劣化度調査や大規模改修など計画的保全の具体的な内容や実施時期等を示します。

(3) 施設類型別の対策リスト【学校・住宅・保育所など一部の公共建築物557施設+インフラ】

各施設の特性を踏まえ、別途、施設類型単位で長寿命化計画などを策定する学校や市営住宅、保育所といった一部の公共建築物及びインフラについては、各施設所管部局で策定する計画を個別施設計画として位置づけ、その名称や策定期限等の概要を示します。

■各リスト掲載施設の内訳



(※) 対策内容を定めたものから順次、計画更新時に各リストへ追加していきます。

5 計画期間

- 施設単位での組み合わせ等を含めた「再配置計画」策定の進め方などを示す、「千葉市公共施設再配置推進指針 第1期」との整合を図り、平成30年度から平成38年度までの9年間を、本計画の計画期間とします。
- なお、施設類型単位で別途策定する長寿命化計画などについては、各施設の特性等に応じ、それぞれ計画期間を定めることとし、その期間を「施設類型別の対策リスト」で示します。